

平成29年10月 教育委員会定例会会議録

1 開会の日時

平成29年10月25日（水）午前9時30分

2 出席委員

新 倉 聰	教育長
荒 川 由美子	委 員 (教育長職務代理者)
三 浦 淳太郎	委 員
小 柳 茂 秀	委 員
澤 田 真 弓	委 員

3 出席説明員

教育総務部長	阪 元 美 幸
教育総務部総務課長	大 川 佳 久
教育総務部教育政策担当課長	島 田 圭
教育総務部生涯学習課長	高 木 厚
教育総務部教職員課長	金 子 美夕貴
教育総務部学校管理課長	菅 野 智
学校教育部長	伊 藤 学
学校教育部教育指導課長	佐 藤 昌 俊
学校教育部支援教育課長	塚 田 美保子
学校教育部保健体育課長	鎌 原 徳 宗
学校教育部学校給食担当課長	藤 井 孝 生
中央図書館長	山 口 正 樹
博物館運営課長	永 嶋 省 吾
美術館運営課長	佐々木 暢 行
教育研究所長	山 崎 亨

4 傍聴人 2名

5 議題及び議事の大要

- 教育長 開会を宣言
- 教育長 本日の会議録署名人に三浦委員を指名した。
- 日程第3 議案第48号については、神奈川県教育委員会が後日発表する案件であるため、秘密会とすることを提案、「総員挙手」をもって秘密会とすることを決定。
- 教育長報告

(新倉教育長)

それでは、9月定例会から本日の間の所管事項について、報告をさせていただきます。お手元に、教育委員会10月定例会教育長報告資料というのを添付させていただいておりますので、そちらをご参照いただければと思います。

9月15日の定例会以降、主なものといたしましては、9月22日から10月16日まで、9月の定例議会後半部分に当たります。後半に当たりましては、28年度の決算の審議をいただき、議案につきましては認定をいただいたところであります。

また、9月28日の本会議におきましては、荒川委員の再任議案を提出させていただきまして、ご議決をいただいたところでございます。また引き続きお願いをする形になります。よろしくお願ひいたします。

それから、中学校の完全給食実施関係といたしましては、表中の9月29日に審議会特別委員会が開催されました。9月15日の教育委員会でご議決いただきました旧平作小学校用地に、教育委員会と決定した旨を報告させていただきました。

また、この教育委員会での決定を市長にご提案させていただいた後、10月17日になりますが、市の方針決定を行います企画調整会議が開催されまして、建設用地として承認をいただいたところです。今後も、丁寧な地元説明に努めてまいりたいと考えております。

次に、10月10日になりますが、横須賀市の学校給食運営審議会の第1回会議が開催されました。これは、9月の当定例会の中でもご確認いただきましたが、審議会委員の任命をさせていただいたところであります。

今後、学校給食につきましてはこれまでの私会計、いわゆる学校給食会が行っていたものではなく、来年度から横須賀市が公会計として位置づけ、実施していくということに伴いまして、新たに市として給食費の額の決定を行わなければならぬために設置をしている審議会でございます。

今後、小学校の給食の現状等を現在ご報告させていただく中で、現行の給食

費でいいかどうかについてのご判断をいただく予定であります。

次に、学校関係でございますけれども、文化関係といたしましては、9月16、17日に小学生の創意工夫展が自然人文博物館で開催されました。夏休みの自由研究につきまして、31校から104点の作品をいただきました。これを審議いたしまして、最優秀賞1点、優秀賞1点、佳作3点の計5点を第76回の神奈川県創意工夫展覧会に出品をさせていただいております。

次に、9月30日になりますが、教育研究所におきまして土曜科学教室を開催させていただきました。会場の都合があり、定員が大変少なくて申しわけなかったんですが、小学校3年生、4年生を対象に40名の方に受講していただいております。会場とそれから回数等は今後ちょっと検討し、かなり応募されている生徒さんが多いものですので、より拡充が図れたらというふうに認識しております。

次に、10月7日ですけれども、平成29年度の不登校児童生徒、高校中退者等のための不登校相談会と進路の情報説明会を総合福祉社会館で開催をいたしました。166人、親御さんを含めまして107組の方にご参加いただいたところであります。

翌10月8日には、スクールバンドフェスティバルを文化会館で開催いたしました。吹奏楽部になると、中学校17校の650名の方に参加していただきまして、日ごろの演奏技術を発表していただいたところであります。

スポーツ関係につきましては、9月14、15日に小学校児童陸上記録大会を予定しており、46校、約1,000名の参加の予定でございましたけれども、雨のため14日を順延、15日も雨のためにということで、大変残念でしたけれども中止という形になっております。

裏面になりますけれども、10月21日に中学校の駅伝競走大会、ちょうど台風等の余波がございましたけれども、何とか午前中開催をさせていただきまして、市立中学校23校、横須賀学院を含めまして24校の生徒、約400名で開催をすることができたところでございます。

雨と申しますと、この週末に台風等の到来がございまして、当初予定していた形の部分がかなり延期になっております。その中でも、中学校の体育祭につきましては9月9日に12校が、9月16日、また小雨が降る中でございましたけれども、11校が開催することができたところであります。

ちょうど小学校の運動会、秋季部分が始まりまして、先週21日に1校予定をしておりましたけれども、これを順延させていただいて、本日の予定でしたのですが、改めてまた順延、明日という形になっております。残り、28日につきましては13校、また諏訪幼稚園を入れますと19校になりますけれども、今週末に開催予定、それから11月3日に1校開催するという予定であります。

今回の台風21号につきましては、かなり被害が大きいというふうにほかでは聞いておりますけれども、現在横須賀市内におきましての教育施設、社会教育施設を含めまして、現在の段階では被害がございませんでした。

私からの報告は以上とさせていただきますが、ただいまの内容でもしご質問等ございましたら、どうぞよろしくお願ひをいたします。

(質問なし)

日程第1 議案第46号『横須賀市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則中改正について』、及び日程第2 議案第47号『横須賀市立ろう学校及び養護学校の管理運営に関する規則中改正について』

教育長 議題とすることを宣言及び審議の流れについて説明

(教育指導課長)

それでは、議案第46号『横須賀市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則中改正について』、議案第47号『横須賀市立ろう学校及び養護学校の管理運営に関する規則中改正について』は関連する内容ですので、一括して説明いたします。

平成27年3月に告示されました小学校学習指導要領の一部改正において、「特別の教科道徳」が新たに位置づけられました。

また、平成29年3月31日に告示されました新小学校学習指導要領において、小学校は平成32年度からの全面実施に向けて、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間における移行措置が示されました。

それに準ずる形で、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領が、児童及び生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を十分考慮して実施されるよう、平成29年4月に告示されました。

小学校及び特別支援学校小学部では、「特別の教科道徳」においては、平成30年度からの全面実施となります。それにあわせ、児童の学習の記録として作成する指導要録の様式の改正が必要となりました。

議案第46号の参照の9、10ページ、そして議案第47号の参照の8ページをご覧ください。議案第46号の9ページは小学校の通常級の児童対象のもの、10ページは特別支援学級の児童対象のものです。議案第47号の参照の8ページは特別支援学校小学部のものです。現行の学習指導要領においては、それぞれこれらの様式を定め、使用してまいりました。

この様式に「特別の教科道徳」の評価記載欄を設けたものが、議案第46号の2、3ページになります。2ページが通常級、3ページが特別支援学級の児童対象のものです。それぞれ児童氏名の下の欄のところに「特別の教科道徳」の記載欄を追加してあります。

また、議案第47号の2ページの様式が、特別支援学校小学部で使用するものとなります。同様に、児童氏名の下に「特別の教科道徳」の欄を追加してあります。これらが新学習指導要領に係る様式として改正したものとなります。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

(小柳委員)

この様式というのは、やっぱり1ページにまとめないといけないという制約は前提としてあるのでしょうか。

(教育指導課長)

基本的には、例えば14号式第3面については、ほかの面についてはその他の教科の学習の記録を記載する欄があって、その他の、そこにはありますような道徳だったり特別活動とか、それから総合所見だったりするものはこの紙面に載せるという形になっていますので、ほかの面に載せるということはなかなか難しいかなと思っております。

(小柳委員)

もうお気づきだと思いますけれども、増やした分だけ今までの欄が狭くなっていますので、学校の現場の先生方から何かご意見とかその辺は何かありましたでしょうか。狭くなるけれども大丈夫だとか、いや心配だとかというようなご意見があったら教えていただけますか。

(教育指導課長)

実際には、まだ学校現場にこの様式を示しているわけではありませんが、基本的にはこれも校務支援の中にきちんと様式として設定をして、先生方がコンピューター上できちんと記載ができるような仕組みを整えておりますので、そういった中では記載について、これまでどおりの形で事務を進めることができます。

ほかに質問・討論なく、採決の結果、議案第46号、議案第47号はそれぞれ、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

教育長 報告事項を聴取することを宣言

報告事項（1）『横須賀市教育振興基本計画第3期実施計画（素案）について』

（教育政策担当課長）

それでは、『横須賀市教育振興基本計画第3期実施計画書（素案）』についてご説明いたします。お手元にお配りいたしました説明資料「横須賀市教育振興基本計画第3期実施計画（素案）について」をご覧ください。

1、概要についてですが、横須賀市教育振興基本計画における第3期実施計画は、平成30年度から平成33年度までの4年間の計画となり、「横須賀の子ども像」「目指す子どもの教育の姿」、この2点の実現に向けて、解決すべき課題とそれに対する取り組みとして位置づけた重点課題と、「『生きる力』の育成」を目指す学校教育編、「いつでも、どこでも、だれでも学べる社会の実現」を目指す社会教育編で構成されており、各編に定めた目標の実現に向けた施策や事業を示した計画であります。

続いて、2、第2期実施計画との主な変更点ですが、別冊の「横須賀市教育振興基本計画 第3期実施計画（素案）」の2ページ、体系図をお開きください。2ページになります。

（1）でお話ししましたスポーツ編の廃止についてですが、平成29年度の本市機構改革により、社会体育・体育会館にかかる業務が市長部局へ移管となり、市長部局において新たに「横須賀市スポーツ推進計画」が策定されることから、スポーツ編については廃止し、教育委員会で所管する学校体育にかかる内容については、学校教育編へ編入することといたしました。

次に、（2）の目標についてですが、学校教育編については、子どもの体力、健康、運動習慣などの向上を図るため、目標2「子どもの健やかな体を育成します」を新たに追加しました。先ほどご説明しました学校体育にかかる業務については、この目標2にかかる施策や事業として編入しております。

また、社会教育編については、本市の社会教育施設が相互に連携を図り、社会教育事業をさらに充実させるため、目標6「社会教育施設相互の連携を図ります」を新たに追加いたしました。

次に、（3）重点課題についてですが、別冊の5ページ、重点課題をお開きください。5ページになります。

第3期実施計画では、第1期、第2期実施計画における重点課題の一つである「学力・体力の向上」について、「学力」と「体力」に関する重点課題を分けることとし、重点課題2「学力の向上」、重点課題3「健康の保持増進と体力の向上」として位置づけし、重点課題を1つ追加しております。

次に、8ページをお開きください。第3期実施計画では、これまでの取り組みとその課題に対する第3期実施計画の取り組みを明確にするために、「重点課題に対する取り組みについての一覧」を追加いたしました。

次に、3、策定までの主なスケジュールについて説明させていただきます。資料に戻りまして、一番下の3の部分をご覧ください。

本日、報告させていただきました実施計画（素案）につきましては、本市議会12月定例議会にて報告をする予定であります。

また、今回、社会体育、体育会館にかかる業務を市長部局へ移管することに伴い、教育大綱の改定を行う必要があることから、平成30年1月に総合教育会議を開催させていただく予定であります。

その後、教育委員会1月定例会にて実施計画、原案について報告させていただいた後、2月の教育委員会定例会にて実施計画を決定し、市議会3月定例議会にて実施計画の報告を行う予定であります

なお、本計画は、市の実施計画である（仮称）横須賀再興プラン、こちらは実施計画の期間が、いわゆる実施計画といわれるもので2018年から2021年を対象とした期間のものですが、こちらとの整合性を図りつつ策定を進めておりますので、今回お配りした実施計画の素案から、計画の一部が変更となる可能性がありますのでご了承ください。

これで、『横須賀市教育振興基本計画第3期実施計画（素案）について』の報告を終わります。

（荒川委員）

すみません、27ページの行動計画の中の下から6行目の学習支援員についてお聞きしたいと思います。

今まで、学力向上サポートティーチャーという位置づけで、学力向上に対してのサポートティーチャーがいらしたんですけども、その方々が今度学習支援員という形でお仕事をなさるのでしょうか。また、違いについても教えていただければありがとうございます。

（教育指導課長）

委員ご指摘のとおり、これは現在サポートティーチャーという形で授業を行っているものと、内容的にはそう変わるものではありません。

ただ、サポートという名称が、その対象が先生のサポートをするのか、子どもの学習のサポートをするのかというところが、場合によってはちょっと不明確ということのご指摘もいただいている経緯もありましたので、あくまでも子どもの学習支援をするというところで、その学習を支援するための人というこ

とで、学習支援員ということで今回名前を改めようとするものでございます。

(荒川委員)

ありがとうございました。

それで、その言葉の説明のところの、申しわけありません、何ページになりますかね、126ページの注のところの学習支援員の中に、個別の学習指導や少人数での補習などを行う、教員免許を有する非常勤職員のことと書いてあります。

今までの学力向上サポートティーチャーですと、授業中に入るということも行っていたんですけれども、そのあたりはこの学習支援員さんの場合どうなのか、教えていただければありがたく思います。

(教育指導課長)

この説明文章の個別の学習指導というところの枠組みは、もう少し広く捉えておりまして、通常の授業の中に入って、ある学習に課題があつて支援を要するお子さんに対して、そこでこの支援員が個別の指導に加わるということと、それから例えばある授業を別の場所において、本当に1対1の個別の指導を行うケースだったり、または放課後の学習会という形をつくってそこで個別の指導を行うということも含んで、表現をさせていただいております。

(新倉教育長)

そういう意味では、申しわけないです、言葉の定義というのは、これまで使ってきたものと変えるのであれば、ちゃんとはつきりとすべきかなと思いますので、もう少し丁寧な注釈なりをつけていただいたほうがわかりやすいかと思いますが、その辺ちょっとまたご検討いただければと思います。

(教育政策担当課長)

今、こちらの取りまとめという形では素案という形でまとめましたが、そのあたりもご意見を反映させていただいて、もう少し言葉の定義ですか説明内容について検討していきたいと思います。ありがとうございます。

(新倉教育長)

私のほうから1点よろしいでしょうか。

スポーツ編を市長部局のほうでつくるという形になったわけですけれども、これは私どものほうが、教育委員会が所管している内容の計画でいいんですが、スポーツとして市内全域を取りまとめようとしたときに、この計画が、その計画の中の一部に入るんですか、それとももう全く分離されるものなんでしょうか

か。そこがちょっとはっきりとしていないんですけれども、その辺はどういうふうに考えればいいんでしょうか。

(保健体育課長)

先日、政策推進部スポーツ振興課が開きました推進委員会がありまして、その中でも今、スポーツ推進計画の策定を行っている最中でございます。

ですから、全く今までの教育委員会が入っていた計画がなくなるのではなく、このスポーツ推進計画の中でしっかりと反映させていただけるように、今検討している最中でございまして、2018年度から2025年度の間のこの計画に対して、また今後連携をとってしっかりと計画を立てていきたいと思っております。

(小柳委員)

36ページの上の表の行動計画という枠の欄の一番下の、担当弁護士との法律相談、学校法律相談という欄がありまして、施策15のP55の下の表の掲載とか、注55を見ますと弁護士と法律相談ができるというふうに書いてあります。これは具体的には何名ぐらいの弁護士さんがどういう体制で相談に応じていただけれるのでしょうか。

(支援教育課長)

担当弁護士との学校法律相談でございますが、契約を結んでいる弁護士さんは3名います。それで、校長が学校の問題について法律的な相談をさせていただいて、それで対応をすることと、相談をさせていただいております。

直接保護者とやりとりとかそういうことではなく、法律的なバックボーンをもついろいろな諸課題に対応できるようにという、そういう法律相談でございます。

(小柳委員)

例えば、校長先生などが相談したいと思ったときには、どういう手続、方法で相談可能なのでしょうか。

(支援教育課長)

支援教育課のほうにご連絡をいただきまして、支援教育課から弁護士の先生にアポイントをとりまして、こちらと一緒に、校長と帶同いたしまして、ご相談をさせていただいております。

(澤田委員)

質問ではないのですが、この第3期実施計画につきましては、新学習指導要領の移行期間、それから本格実施という期間と重なります。大事な期間での計画となります。

特に、学校、家庭、地域との連携が非常に大切で、ベクトルをしっかりと合わせていくことが重要だと思います。「横須賀の子どもは横須賀で育てる」、そのためには、新学習指導要領でその重要性がうたわれております「社会に開かれた教育課程」の具現化、第3期実施計画の内容を地域や家庭と共有していかなければならないと思っています。保護者への講演会等の計画も入っておりましたが、共有のための方策をしっかりとこの中に入れていかなければいけないと思っています。

(教育指導課長)

委員ご指摘のとおり、新しい学習指導要領において、開かれた教育課程の編成、地域とともに学校教育をつくり上げていくというところの考え方というようなことは明確に国のほうも打ち出されております。

そういう中で、学校がどういった形の中でカリキュラムマネジメント、教育課程を含め、学校経営、運営についてどう含んでいくのかというようなことは、大きな課題として教育委員会事務局としても認識をしております。

そういう中では、もう既にさまざまな場面において新しい指導要領の理念だったり、そしてそれを具現化するための教育活動については周知をする取り組みを進めておりますが、今後も場をきちんとつくって、まずは学校へきちんとその理解を求めるというところの周知活動と、あわせて57ページにも教育フォーラムという一つの取り組みを通して、具体的に保護者や地域の方々に、これから求められる教育と、そして保護者、家庭での教育、それから地域の教育力をぜひというところの中については、こういった機会を通して発信をさせていただきたいなというふうに考えております。

(意見なし)

報告事項（2）『中学校完全給食実施に向けた検討状況について』

(学校給食担当課長)

それでは、報告事項の（2）『中学校完全給食実施に向けた検討状況について』ご報告をいたします。資料の1ページをご覧ください。

まず、「1 検討組織等の開催状況」についてですが、9月の教育委員会定例会以降の開催状況について記載をいたしました。

次に、「2 用地」についてですが、給食センターの用地については9月15日の教育委員会定例会において、議案第44号「共同調理場の用地について」が議決をされましたので、旧平作小学校を給食センター用地として選定し、その確保について市長に依頼をいたしました。

これを受け、市長、副市長や関係部局長等で構成する市政の基本方針及び重要施策について審議する企画調整会議において、市として給食センターの用地を旧平作小学校とする方針を決定いたしました。

現在、給食センターの運営方法などを検討していますが、用地が正式に決定しましたので、今後は地域への説明を行うとともに、必要な面積や施設整備の内容など、具体的な検討を進めてまいります。

資料2ページをお開きください。

用地の正式決定の前の時点になりますが、平成29年9月29日に開催されました、市議会の中学校完全給食実施等検討特別委員会において、旧平作小学校を給食センター用地とする教育委員会案をご説明し、ご審議をいただきました。その際にいただいたご意見、ご質問等についてご説明をさせていただきます。

まず、「(1) 地域への説明」についてです。

②、③、④にありますように、地域に対しての説明については丁寧に、誠実に行ってほしいというご意見、また⑥にありますように、地域に説明を行う際は、狭い範囲に限定するのではなく、広範囲に説明を行うべきであるといったご意見をいただきました。

次に、「(2) 周辺環境」に関しましては、①や②にありますように臭気、騒音、交通量の増加など周辺環境に十分配慮しながら進めてほしいといったご意見や、2ページから3ページにかけてになりますが、③にありますように、臭気などへの不安を払拭するためにも、地域住民を対象に、他都市の給食センターの視察を行ったほうがよいのではないかといったご意見がありました。

続きまして、3ページの「(3) 整備内容」についてですが、①にありますように、旧平作小学校用地のうち、給食センター以外の残りの土地については、市が方針を決めてから地域に説明を行うのか、地域の要望を聞きながら方針を決めていくのかといったご質問がありましたので、序内で考え方を整理した上で地域への説明を行いたいと考えていると回答をいたしました。

また、②や③にありますように、オーバースペックとならないよう注意してほしいといったご意見があつた一方で、④にありますように旧平作小学校が避難場所として指定されていることを踏まえ、災害時のための設備を附帯して多目的になるのはよいと思うというご意見もありました。

次に、「(4) 既存建物の解体」については、①にありますように築年数やアスベストに関するご質問や、②にありますように、解体作業に入る際にもしっかりと地域に対して周知をしてほしいといったご意見がありました。

次に、「(5) 避難場所」については、①にありますように避難場所がなくなるのではないかという地域住民の不安に対し、代替地とまではいかないとしても、方向性を示すなどの説明は必要になるのではないかといったご意見がありましたので、市民安全部とも調整し、市としての考え方を整理した上で丁寧に説明していきたいと回答をいたしました。

4ページをお開きください。

「(6) 配送時間」については、①にありますように、久里浜田浦線の開通後はこれまでよりも配送時間の短縮が見込める学校もあると思うといったご意見や、②にありますように、高速道路の使用に関するご質問がありました。

以上のとおり、ご意見、ご質問をいただきましたが、旧平作小学校を用地とすること自体に異論はございませんでしたので、先ほどご説明しましたとおり、10月17日の企画調整会議において、市として、給食センターの用地を旧平作小学校とする方針を決定いたしました。

次に、「3、事業手法」については、現在、PFI等導入可能性調査を業務委託により実施し、民間事業者の知識と経験を活用した事業手法の導入可能性について検討・調査を進めています。

今後は、中間報告書の結果等を踏まえた上で検討を行い、事業手法を教育委員会定例会において決定したいと考えております。

「(参考)」といったしまして、現在実施しておりますPFI等導入可能性調査について記載をいたしました。業務名称は記載のとおりで、履行期限は平成30年1月19日までですが、平成29年11月29日までに中間報告書を提出することとしています。

業務内容は、まず「①VFMの検討」ですが、VFMとは、脚注をつけましたが、PFI事業における最も重要な概念の一つで、支払いに対して最も高いサービスを供給するという考え方のことで、従来の方式と比べてPFIのほうが総事業費をどれだけ削減できるかを示す割合を指します。

そして、「②民間事業者の意向調査等」と、「③事業スキームの検討及び総事業費積算」となります。

5ページをご覧ください。

「4 基本計画」についてです。

給食センターの施設整備における基本理念や事業の基本的な枠組みなどについて検討し、基本計画として定めます。

今後、事務局で案を作成し、各検討組織等から意見を聴取し、検討を進めま

す。また、中学校完全給食実施等検討特別委員会に検討案を報告し、意見を聴取した後、教育委員会定例会において決定したいと考えております。

参考に、「現在検討中の基本計画の検討項目」として12個の項目を記載いたしました。これは、10月13日に開催しました中学校完全給食推進連絡協議会で事務局から示した項目です。今後はこれらの項目を中心に、関係者と協議しながら内容を詰めていきたいと考えております。

以上で、報告事項の（2）『中学校完全給食に向けた検討状況について』の報告を終わらせていただきます。

（小柳委員）

ご説明ありがとうございます。

資料の4ページ目の3の事業手法のところですけれども、PFIの導入をするかどうかという、これはするかしないかによって全体的に大きく変わってくると思うので、これに関しての決定はいつまでとか、そういった日程は何か決まっているというか、考えていらっしゃいますでしょうか。

（学校給食担当課長）

今、可能性の調査をしておりまして、先ほどご説明しましたとおり11月29日までに報告書が出てまいります。

出てきた報告書について、私たち事務局、それから市全体としてこれらの、いわゆる民間の活力を活用するという方針をつくっている総務部の所管課がございます。そちらのほうともしっかりと協議をする中で、事務局としての最終的な考え方を整理して、教育委員会の委員の皆様にもご説明した上で、決定をしていきたいというふうに考えております。

決定の時期につきましては、最終報告が年明け、1月になりますので、そこまでの間に整理をしたもので最終決定をしたいというふうに考えております。

（小柳委員）

そうしますと、1月19日までに調査の最終報告書が出てくるとして、最終的にPFIを導入するか否かを決定するのはそれよりも後というようにお聞きしてよろしいでしょうか、1月とか2月とか。

（学校給食担当課長）

事務局としては、中間報告の段階でいったん整理をさせていただきまして、最終決定はこの報告書が出た後になるというふうに考えております。

(小柳委員)

このPFIを導入するか否かは、5ページ目の4の基本計画をはじめとする検討項目の検討に絡んでくる。絡んでくるというか、これに関してもPFIかどうかをはつきりしていかないと、そもそも誰と協議するのかというか、検討する相手や対象が決まらないことになるのではないかなど心配するのですが、いかがですか。

(学校給食担当課長)

この基本計画に掲げております項目は、手法がどうであれ、これにつきましては、この給食センターで給食を提供していく上で基本的に決めなくてはいけない案件ということになりますので、これはこれでしっかりと、各検討組織から意見を聞きながら、内容を詰めていきたい。

そして、これも教育委員会として最終的に決定した上で、さらにその下の計画をつくっていくわけですから、そこにつなげていくということを考えております。

事業手法につきましては、いわゆる従来方式という、市が直接一つ一つの発注、契約をしてやっていく方法と、それからこういった事業に専門的な知見を有する民間企業の力をかりるやり方と、どちらのほうが、先ほどご説明いたしました費用対効果の面ですとかそういう面でよいかというところを判断していくということになりますので、あくまでもこの事業手法は事業手法で検討しますし、それから施設の基本的な考え方となる基本計画は、どの手法をとったとしてもこういう形でやっていくという検討は、これはやっていくということになります。

(小柳委員)

ありがとうございます。

相互に関連している部分はあると思います。それらが前後してしまうと二重にもう一回考え直さないといけない、検討し直さなければいけないとか、そういったことも少し懸念されましたので、ご注意いただきながら進めて欲しいと思います。よろしくお願ひいたします。

(新倉教育長)

ありがとうございます。

今のご質問の趣旨が若干食い違っていたかと思うんですが、基本的に例えば5ページにある計画があって、これを実施するのに手法として直営がいいのか、PFI等を導入するほうがいいのかという前段階の、前提条件じゃないでしょうか

というのが、今の小柳委員からのご質問になっていたんじゃないかと思うので、それがちょっと回答がかみ合っていないのかなと。

その辺について、どういうふうに整理をされているかということかと思うんですが。

(学校給食担当課長)

この基本計画につきましては、先ほど言いましたとおり市が直接やるか、民間にやっていただくかというところで、細かい、いわゆる基本的な部分よりも先に踏み込んだ計画、いわゆる、契約上でいうと例えば仕様書みたいなものをつくっていく、そのはるか前の段階のものが基本計画という形になります。

今までこちらのほうでも多く議論がありました、例えば食物アレルギーの対応は、こういうことは絶対やっていくんだとか、市がやろうと民間にお願いしようと、これはやっていくんだというようなことを決めていく、柱となる部分が基本計画ということになります。

事業手法を、今お話ししたような基本計画で決めるような内容を、市がやるのか民間がやるのかによって費用の差が出てくるのかどうかというところは、もちろん検討しなくてはいけない部分になるんですけども、それは先ほどお話ししたとおり、基本的な概念はここで1回しっかりと立てていくということと、それから事業手法、それを民間がやるか、市がやるかというところについてはもう既に昨年度、1度、ちょっと似たような調査を実は途中までやっているものがあります。委託をしまして、どの手法がいいかという調査を昨年度やったわけですけれども、その中で出てきているものが基本的なベースになっています。

そのベースに基づいて、市がやるか、民間にやってもらうかというところは今、検討をしています。ただし、この基本的な計画という部分については、あくまでも本当に大きい柱の部分になりますので、ここの部分は並行してつくっていくことで、問題はないというふうに考えているところです。

(小柳委員)

ありがとうございます。

これはこの場合に限らず、得てして基本的な指針をばんと決めた後に、実際に細かいことを決めていったら、「あれ?」ということになって、もう一回基本に戻らないといけないとか、細かいところと整合しないために、基本自体を変えないといけないということもあり得ることだと思いますので。

それから、せっかく、仮に民間業者の知見を利用するようなことになったときに、我々ではちょっと考えつかなかったようなことを提案されることもある

かもしれないの、余りがちがちに基本計画を立てるというよりは、幾つかの可能性を拾った上で、仮にこの民間業者と一緒にやることになったりしたときに、あるいは委託するとなったときには、その段階でフレキシブルになるような手法をとられる、もちろんその辺はもうお考えだとは思うんですけれども、すみません、老婆心ながらちょっと申し上げたいと思います。

(新倉教育長)

いずれにしましても、小柳委員のご意見にあったように、重複してそれぞれの計画を進める中で、後手に回らないようにというご指摘だというふうに理解をしていただければと思いますので、私どももそうやって進めさせていただきたいと思っています。

他にご意見、いかがですか。

(三浦委員)

質問ではなくて意見になるかもしれませんけれども、3ページの既存建物の解体のところにありますアスベストですけれども、吹きつけアスベストが日本では昭和30年に導入されて、昭和50年まで行われていました。昭和48年ですから、まず100%使われていると思います。鉄骨に吹きつけてありますので。

それで、その後、昭和50年から55年までの5年間は、アモサイトという種類のアスベストを5%未満含有しているものが使われましたので、少し、一番古いのは昭和48年ですけれども、その後に建てられたものもあれば、昭和55年、場合によっては57年ぐらいまでは、55年から57年ぐらいまでは調べないとわからないというふうに考えておいて、少なくとも昭和48年のものは100%使われていると考えておいたほうがいいと思います。

(学校給食担当課長)

この件につきましては、非常に心配もしておりますし、例えば解体をするとなった場合の工期ですとか費用にも影響してまいります。

したがいまして、建物を解体するに先立ちまして、かなり前の段階で実際の分析の調査というのを行う必要がある。あくまでも調査を経て、それから解体の計画に入していくという流れになるというふうに認識しておりますので、今いただいたご意見も参考に、所管課のほうとしっかりと対応していきたいというふうに考えております。

(小柳委員)

先ほどの質問に絡んでの意見ですけれども、PFI導入かどうか調査報告の履行

期限は、できるだけ早めたほうがいいのではないかというふうに考えます。

いろんな理由があって、PFI等導入可能性調査の履行期限が1月19日までということになっていると思いますが、決める前の調査の履行期限がそんなに遅くていいのかなというような気はいたしております。すみません、意見です。

(新倉教育長)

ありがとうございました。ご意見をいただいて判断させていただきたいと思います。

(意見なし)

報告事項（3）『図書館の臨時休館について』

(中央図書館長)

報告事項（3）『図書館の臨時休館について』をご説明いたします。

まず、1 「休館の理由」ですが、現在の図書館システムは平成25年1月より運用しておりますが、本年12月で満5年となり、ハードウェア及びソフトウェア共に契約期間が終了いたします。これにあわせ、より利用者の利便性を高め、快適な図書館サービスを提供するため、現在新たな図書館システムへの更改作業を行っております。

平成30年1月に稼働いたします新システムの更改作業に伴い、システムを全て停止し機器の入れかえ等の作業を行う必要があるため、全図書館、図書室を臨時休館させていただきます。

次に、2 「休館する期間」ですが、平成30年1月4日木曜から1月8日月曜であります。加えて、中央、北、南図書館につきましては、本年12月28日木曜日が夜間開館の日でございますが、17時20分で閉館とさせていただきます。

次に、3 休館する施設ですが、中央、北、南、児童の市立図書館4館と生涯学習センター及びコミュニティセンター図書室の10室でございます。

なお、4 休館中も継続するサービスといたしまして、記載の各図書館の返却ポスト、8カ所ございます駅返却ポスト及び生涯学習センターや各コミュニティセンター図書室の返却ポストで、図書の返却は継続して行ってまいります。

5の「その他」として、新システム移行初日に当たります来年1月9日火曜日が祝日の翌日ということで、図書館休館日に当たりますが、市立図書館4館ともに開館をいたします。

参考といたしまして、今回更改いたします新しい図書館システムの主な変更

点と新たな機能を紹介いたします。

まず、変更点といたしましては、現在図書館内にある図書館システムサーバをデータセンター型のクラウドサーバに変更いたします。これにより情報セキュリティが強化されるとともに、従来、停電中は使用できなかった図書館ホームページでのサービスも可能となります。

次に、新たな機能としては、デジタルアーカイブス機能として、郷土資料を中心にデジタル化を行い、ホームページ上での閲覧が可能な機能を設けます。また、検索で表示された蔵書に表紙の画像を表示できる書影表示機能を設け、利用者サービスの向上を図ってまいります。

以上で、報告事項3『「図書館の臨時休館について』の説明を終わらせていただきま

(質問なし)

報告事項（4）『平成28年度横須賀美術館運営評価報告書について』

(美術館運営課長)

それでは、『平成28年度横須賀美術館運営評価報告書について』、説明させていただきます。恐れ入りますが、お手元の資料、報告事項（4）をご覧ください。

横須賀美術館では、運営状況についての自己点検と、運営評価委員7名による評価を行っており、評価結果及び評価委員からのご意見等をもとに、改善に向けて検討を実施し、サービスの向上を図るP D C Aサイクルによる評価システムとしています。

このたび平成28年度の運営評価報告書がまとまりましたので、ご報告いたします。

1、横須賀美術館の運営評価システムの概要ですが、記載の5点となります。
(3)に記載した8つの目標ごとに、(4)に記載した達成目標と実施目標を設けて評価をしていますので、計16項目の評価となります。

2、評価を受けての改善への取り組みについてですが、まず(1)平成27年度にいただいた主なご意見をもとに検討した結果、平成28年度の取り組みとして3点記載しています。

表の上段ですが、「目標① 広く認知され、多くの人にとって横須賀市を訪れる契機となる」ですが、記載のとおり、さらなる広報、情報発信によるイメージアップ向上をとのご意見に対し、平成28年度は新たな広報媒体として横浜駅

構内に設置されているデジタルサイネージを利用し、これに展覧会情報を掲出したほか、展覧会によっては会場内を撮影可能として、ツイッターの拡散を期待した取り組みを行いました。

表中段ですが、「目標⑤ 所蔵作品を充実させ、適切に管理する」ですが、開館以来美術品の購入がないことから、将来的な美術館活動に影響する懸念があるとのご意見をいただきました。

平成28年度は、関係部局と協議はしたもの、結果には結びついておりません。財政状況から、今年度も購入予算がない状況ですが、次年度に向け引き続き取り組んでいかなければならないと認識しております。

2ページをお開きください。

(2) 今回の評価、平成28年度の評価でいただいた主なご意見に対する今後の取り組み等についてです。

表の下段ですが、「目標⑥ 利用者にとって心地よい空間、サービスを提供する」について、ミュージアムショップのサービス水準の向上のご意見をいただきました。今後の取り組みですが、ミュージアムショップについてはことし1月に事業者がかわり、当初は品ぞろえやお問い合わせにふなれな点が見られました。今年度、記載のとおり適宜打ち合わせを行い、改善に向けてまいります。

3、平成28年度評価についてですが、3つの使命、8つの目標について評価をいただきまして、資料の2ページから4ページに記載のとおりです。この中から3点ほどご説明いたします。

3ページをご覧ください。

まず、上から2つ目の「目標④ 学校と連携し、子どもたちへの美術館教育を推進する」ですが、達成目標の中学生以下の年間観覧者数2万2,000人に対し、平成28年度実績が2万2,208人となりました。評価委員からは、幼児の観覧者数微減の分析の必要性についてご意見をいただきながらも、数値は目標を超えていることから、達成目標はAをいただきました。

実施目標については、学芸員が学校との連携に努力していることやアートカードを使った教育が、学校現場における鑑賞教育に活用されていることの評価を受け、S評価をいただきました。今後も高い評価が続くよう、努力してまいりたいと考えております。

次に、3ページ一番下の「目標⑥ 利用者にとって心地よい空間、サービスを提供する」ですが、達成目標は目標値を超えていることや、日常の配慮と工夫が能動的、継続的に行われていることからS評価をいただきました。今後も適正な運営管理に努めてまいります。

4ページをお開きください。

「目標⑦ すべての人にとって利用しやすい環境を整える」ですが、達成目

標の福祉関連事業の実績が目標値に届かなかつたことから達成目標はB評価、実施目標はA評価をいただきました。コメントにある、実施事業を鑑み、目標数値の適正性の検討について、今年度の目標数値は既に示しておりますけれども、実施事業とともに、目標数値について今一度検討してまいります。

平成28年度の評価では、達成目標と実施目標を合わせた二次評価の結果として、Sが2つ、Aが12、Bが1つ、Cが1つとなりました。引き続きこの評価システムを活用して、今後もよりよい活動を目指して取り組んでまいります。

なお、平成28年度運営評価報告書及び平成29年度事業計画書を添付しておりますので、後ほどご覧ください。

以上でご報告を終わらせていただきます。

(小柳委員)

すみません、先日家族でtupera tupera展を見せていただきました。

例えば、実際にパンダ銭湯でしたか、お風呂に入って写真が撮れるブースでの職員のサポートとか、ほかにも例えばトイレの誘導にしても、とても丁寧な対応をしていただきまして、事業計画の一つの項目にある「利用者にとって心地よい空間」というのは実現できているのではないかなど感じましたので、今後ともよろしくお願ひいたします。

(三浦委員)

ここにもありますけれども、ミュージアムショップがやっぱりちょっと寂しいんですよね。前は、行きたびに何か買っていたんですけども、最近買いたい物が全然ないと、せっかくいい展覧会があるんだけれども、その中の一番いい絵のポストカードもないので、ちょっと寂しい気がしています。

何とか改善していただけたらいいなど、いつも考えていました。

(美術館運営課長)

ご指摘、ご意見ありがとうございます。いただきましたご意見を事業者にきちんと報告しまして、事業者の改善に努めてまいりたい。美術館側としても、そこに努力してまいりたいと考えております。

(荒川委員)

いつもすてきな企画をしていただいてありがとうございます。

伺うたびに、私も平日に行くことが多いんですけども、それでもレストランがいつも混んでいて、なかなか入ることができないような状況がありますので、何かその辺はうまくいく手だてはないでしょうか。

待ち時間が1時間とかになる場合もありますので、遠くから来られた方、お昼をここで食べようと思われた方も、そこでは食べられずに帰られるというようなこともあるようなので、何か考えていただけたらありがたいと思いましたので、意見を言わせていただきました。

(美術館運営課長)

ご利用いただきましてありがとうございます。

レストランのスペースは決まっておりますので、席数の増大ですかあるいは拡大というのはなかなか難しいかと思いますけれども、運営の中で改善できる方向について、改めてこういうご意見をきちんと事業者に伝えまして、改善に向けて努力していきたいと考えております。

(理事者報告なし)

(理事者への質問なし)

日程第3は、神奈川県教育委員会が後日発表する案件のため、秘密会とすることを宣言。関係者以外の退席を求めた。

6 閉会及び散会の時刻

平成29年10月25日（水） 午前10時38分

横須賀市教育委員会
教育長 新 倉 聰